

岩手県肥料コスト低減推進協議会肥料価格高騰対策事業業務方法書 一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">岩手県肥料コスト低減推進協議会 肥料価格高騰対策事業 業務方法書</p> <p style="text-align: right;">制定 令和4年9月20日 改正 令和5年1月18日 <u>令和5年8月24日</u></p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、岩手県肥料コスト低減推進協議会（以下「<u>県協議会</u>」という。）が行う肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）に基づき実施する肥料価格高騰対策事業（以下「本事業」という。）並びに肥料価格高騰緊急対策費補助金交付要綱（令和5年1月4日付け農普第677号、以下「県交付要綱」という。）及び肥料価格高騰緊急対策実施要領（令和5年1月4日付け農普第678号、以下「県実施要領」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(業務運営に関する基本方針)</p>	<p style="text-align: center;">岩手県肥料コスト低減推進協議会 肥料価格高騰対策事業 業務方法書</p> <p style="text-align: right;">制定 令和4年9月20日 改正 令和5年1月18日</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、岩手県肥料コスト低減推進協議会（以下「<u>協議会</u>」という。）が行う肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）に基づき実施する肥料価格高騰対策事業（以下「本事業」という。）並びに肥料価格高騰緊急対策費補助金交付要綱（令和5年1月4日付け農普第677号、以下「県交付要綱」という。）及び肥料価格高騰緊急対策実施要領（令和5年1月4日付け農普第678号、以下「県実施要領」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(業務運営に関する基本方針)</p>

第2条 **県協議会**は、肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援すること等を通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

- 2 **県協議会**は、国交付等要綱、国実施要領、県交付要綱、県実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令及び岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、国実施要領第3に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」**及び実施要領第4に定める市町村等により構成される協議会（以下「地域協議会」という。）**）に対し、本事業に係る支援金**及び交付金**を交付するものとする。

第2章 肥料価格高騰対策事業の実施

（取組計画書等の作成及び支援金の申請）

第3条 取組実施者は、国実施要領第9の4の（1）に定めるところにより、取組計画書を作成し、**県協議会**が別に定める日までに、業務方法書様式第1号及び添付書類を**県協議会**に提出するものとする。

- 2 取組実施者は、前項の申請にあたって、参加農業者が作成する業務方法書様式第2号（化学肥料低減計画書）、業務方法書様式B（肥料価格高騰対策事業支援金申込書）、業務方法書様式C（農業者自己確認シート）の提出及び参加農業者への聞き取り等により、その内容が適正であることを確認するものとする。

- 3 **県協議会**の長（以下「**県協議会長**」という。）は、第1項により提出された取組計画書について、審査を行い、適正であると認めた場合に

第2条 **協議会**は、肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

- 2 **協議会**は、国交付等要綱、国実施要領、県交付要綱、県実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令及び岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、国実施要領第3に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）に対し、本事業に係る支援金を交付するものとする。

第2章 肥料価格高騰対策事業の実施

（取組計画書等の作成及び支援金の申請）

第3条 取組実施者は、国実施要領第9の4の（1）に定めるところにより、取組計画書を作成し、**協議会**が別に定める日までに、業務方法書様式第1号及び添付書類を**協議会**に提出するものとする。

- 2 取組実施者は、前項の申請にあたって、参加農業者が作成する業務方法書様式第2号（化学肥料低減計画書）、業務方法書様式B（肥料価格高騰対策事業支援金申込書）、業務方法書様式C（農業者自己確認シート）の提出及び参加農業者への聞き取り等により、その内容が適正であることを確認するものとする。

- 3 **協議会**の長（以下「**協議会長**」という。）は、第1項により提出された取組計画書について、審査を行い、適正であると認めた場合に

は、国実施要領第10の1の(2)のイ及び県実施要領第4の4の(1)の規定に基づき、業務方法書様式第3号により採択された旨の通知と、交付決定の通知を行うものとする。

4 (略)

5 取組実施者は、取組計画書について、支援金の増減を伴う重要な変更が生じた場合は、第1項から第3項の手続きに準じて変更の手続きを行うものとし、それ以外の変更については県協議会に届出を行うものとする。なお、取組計画書の変更を行う場合には、あらかじめ県協議会に変更内容を相談するものとする。

(地域計画書等の作成及び交付金の申請)

第4条 地域協議会は、地域計画書を作成し、県協議会が別に定める日までに業務方法書様式第8号により県協議会に申請を行うものとする。

2 県協議会長は、前項により申請のあった地域計画書について、審査を行い、適正であると認めた場合には、実施要領第10の2の(1)のイの規定に基づき、業務方法書様式第9号により東北農政局長に協議を行うものとする。

3 実施要領第10の2の(1)の力の規定に基づき、東北農政局長の通知を受けた県協議会長は、業務方法書様式第10号により事業実施計画書を作成し、交付等要綱第10第1項に定める交付申請書とともに東北農政局長に提出するものとする。

4 実施要領第10の2の(1)のクの規定に基づき、東北農政局長から通知を受けた県協議会長は、速やかに業務方法書様式第11号により地域計画書を提出した地域協議会の長(以下「地域協議会長」という。)に承認された旨を通知するものとする。

は、国実施要領第9の4の(2)及び県実施要領第4の4の(1)の規定に基づき、業務方法書様式第3号により採択された旨の通知と、交付決定の通知を行うものとする。

4 (略)

5 取組実施者は、取組計画書について、支援金の増減を伴う重要な変更が生じた場合は、第1項から第3項の手続きに準じて変更の手続きを行うものとし、それ以外の変更については協議会に届出を行うものとする。なお、取組計画書の変更を行う場合には、あらかじめ協議会に変更内容を相談するものとする。

(新設)

5 県協議会は、地域協議会において採択された地域計画書に即して適正に支援が行われるよう必要に応じて指導を行い、適正な支援が行われていないことが明らかになった場合は、採択を取り消すことができるものとする。

6 地域協議会は、地域計画書の変更が生じた場合には、県協議会に提出して承認を受けるものとする。なお、地域計画書の変更を行う場合には、あらかじめ県協議会に変更内容を相談するものとする。

(支援金及び交付金の支払)

第5条 県協議会長は、第3条1項により提出された口座に支援金を振り込むことで支払いを行うものとする。

2 地域協議会長は、前条第4項の通知を受けたときには、県協議会長に対し、業務方法書様式第12号により、交付金の振込先の口座情報を提出するものとする。

3 県協議会長は、前項により地域協議会長から提出された口座に交付金を振り込むことで支払いを行うものとする。

(支援金の返還)

第6条 取組実施者及び地域協議会長は、第3条第1項又は第4条第1項に基づき提出した取組計画書又は地域計画書の変更等により、県協議会から支払われた支援金又は交付金に余剰が生じた場合は、協議会長に申し出なければならない。

2 県協議会長は、前項による取組実施者又は地域協議会長からの申し出があった場合、取組実施者又は地域協議会長が交付等要綱、実施要領に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、支援金又は交付金の全部又は一部について返還

(支援金の支払)

第4条 協議会長は、第3条1項により提出された口座に支援金を振り込むことで支払いを行うものとする。

2 (新設)

3 (新設)

(支援金の返還)

第5条 取組実施者は、第3条第1項に基づき提出した取組計画書の変更等により、協議会から支払われた支援金に余剰が生じた場合は、協議会長に申し出なければならない。

2 協議会長は、前項による取組実施者からの申し出があった場合、取組実施者が国交付等要綱、国実施要領、県交付要綱、県実施要領に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、支援金の全部又は一部について返還を求めることが

を求めることができる。この場合、県協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を取組実施者又は地域協議会長に送付しなければならない。

3 県協議会長は、前項による返還を求めた場合において、取組実施者又は地域協議会長が支援金又は交付金の受給の日からの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金と、協議会が別に定める国への返還に係る振込手数料の合計額を求めることができる。

4 第2項及び前項の返還を求められた取組実施者及び地域協議会長は、第2項の期日までに求められた額を県協議会長に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、取組実施者及び地域協議会長は、県協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、取組実施者及び地域協議会長は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。

5 県協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返還の期日を記載した書面を取組実施者又は地域協議会長に送付するものとする。また、期日の延長を認めない場合も、その旨を書面で取組実施者又は地域協議会長に送付するものとする。

6 県協議会長は、取組実施者又は地域協議会長が第2項及び第3項の返還を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあつてはその期日）を経過してもなお返還しない場合には、当該取組実施者又は地域協議会長への支援金又は交付金の交付を取り消すものとする。

第3章 資金の管理 (資金の管理)

できる。この場合、協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付しなければならない。

3 協議会長は、前項による返還を求めた場合において、取組実施者が支援金の受給の日からの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金と、協議会が別に定める国への返還に係る振込手数料の合計額を求めることができる。

4 第2項及び前項の返還を求められた取組実施者は、第2項の期日までに求められた額を協議会長に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、取組実施者は、協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、取組実施者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに協議会長に提出しなければならない。

5 協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付するものとする。また、期日の延長を認めない場合も、その旨を書面で取組実施者に送付するものとする。

6 協議会長は、取組実施者が第2項及び第3項の返還を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあつてはその期日）を経過してもなお返還しない場合には、当該取組実施者への支援金の交付を取り消すものとする。

第3章 資金の管理 (資金の管理)

第7条 県協議会は、本事業の実施にあたっては、他の経理と区分管理し、県協議会が定めた「肥料価格高騰対策事業会計」から行わなければならない。当該勘定の資金を本事業以外の用途に使用してはならない。

2 県協議会は、前項の資金を岩手銀行普通預金により管理する。

(概算払の請求)

第8条 地域協議会は、本事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、概算払請求書（業務方法書様式第13号）を作成し、県協議会会長に提出するものとする。

2 県協議会会長は、前項により提出を受けた当該事業の執行上、特に必要と判断する場合は、これを認めることができるものとし、その場合は東北農政局長に交付金の概算払請求を行うことができるものとする。

第4章 報告

(事業実績報告)

第9条 取組実施者は、県協議会が別に定める日までに、国実施要領第10の1の(3)のアに基づき、取組実績報告書（業務方法書様式第4号）を作成し、県協議会会長に提出するものとする。

2 地域協議会は、実施要領第10の2の(2)のアに基づき、事業実績報告書（業務方法書様式第14号）を作成し、県協議会が別に定める日までに県協議会会長に提出するものとする。

なお、地域協議会は、原則として令和6年2月9日までに交付対象者に対し、取組個票の取組実績等の確認方法に掲げた書類を提出させ、交付金の交付要件を満たしているかどうかを確認するため、審査

第6条 協議会は、本事業の実施にあたっては、他の経理と区分管理し、協議会が定めた「肥料価格高騰対策事業会計」から行わなければならない。当該勘定の資金を本事業以外の用途に使用してはならない。

2 協議会は、前項の資金を岩手銀行普通預金により管理する。

(新設)

第4章 報告

(事業実績報告)

第7条 取組実施者は、協議会が別に定める日までに、国実施要領第9の5の(2)に基づき、取組実績報告書（業務方法書様式第4号）を作成し、協議会会長に提出するものとする。

(新設)

及び必要に応じて現地調査等を行い、2月末日までに申請する交付金の額を確定するものとする。

(事業評価の報告)

第10条 取組実施者は、県協議会が別に定める日までに、国実施要領第13の2に基づき、参加農業者が作成する業務方法書様式第6号に定める化学肥料低減実施報告書をもとに、業務方法書様式5号に定める取組実施状況報告書を作成し、県協議会長に提出するものとする。

2 前項の提出を受けた県協議会はその内容について確認を行うものとする。その際、県協議会長が別に定める現地確認手順書に基づき、取組実施者の5%程度を抽出し、化学肥料の使用量の低減の取組が適切に行われ、その内容が正しく報告されているかの現地確認を行うものとする。

3 前項の確認を円滑かつ適正に行うため、取組実施者は化学肥料の低減の取組に関する記録を保存しなければならない。また、地域協議会は交付対象となった取組の実績に関する記録を保存しなければならない。

4 東北農政局長が本事業の実施効果等について調査を行う場合は、県協議会、取組実施者及び地域協議会は当該調査に協力するものとする。

(取組の中間報告等)

第11条 取組実施者は、国実施要領第14の1に基づき、令和5年12月末日までに、業務方法書様式第7号に定める取組中間報告書を提出するものとする。

2 前項の提出を受けた県協議会長は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

(事業評価の報告)

第8条 取組実施者は、協議会が別に定める日までに、国実施要領第12の2の(2)に基づき、参加農業者が作成する業務方法書様式第6号に定める化学肥料低減実施報告書をもとに、業務方法書様式5号に定める取組実施状況報告書を作成し、協議会長に提出するものとする。

2 前項の提出を受けた協議会はその内容について確認を行うものとする。その際、協議会長が別に定める現地確認手順書に基づき、取組実施者の5%程度を抽出し、化学肥料の使用量の低減の取組が適切に行われ、その内容が正しく報告されているかの現地確認を行うものとする。

3 前項の確認を円滑かつ適正に行うため、取組実施者は化学肥料の低減の取組に関する記録を保存しなければならない。

4 (新設)

(取組の中間報告等)

第9条 取組実施者は、国実施要領第13の1に基づき、令和5年12月末日までに、業務方法書様式第7号に定める取組中間報告書を提出するものとする。

2 前項の提出を受けた協議会長は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

(取得財産等の管理)

第12条 本事業により交付対象者が交付等要項第26第1項に規定された財産（以下「取得財産」という。）を取得した場合、法定耐用年数が経過するまでは、取得財産の導入を行う者（以下「導入者」という）による善良なる注意義務をもって当該財産を管理することとする。また、導入者は、本事業により導入した取得財産を常に良好な状態で管理し、その導入目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。ただし、導入者が当該財産の管理運営を直接行い難い場合には、地域協議会を通じて、県協議会と協議し、適当と認める者（以下「管理主体」という。）に管理運営をさせることができる。

2 県協議会及び地域協議会は、本事業の適正な推進が図られるよう、導入者及び管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、県協議会及び地域協議会は、関係書類の整備、機械の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、導入者及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

3 県協議会は、地域協議会を通じて、導入者及び管理主体に対し、業務方法書様式第15号の財産管理台帳その他関係書類の写しを県協議会が別に定める日までに提出させるものとする。

4 導入者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ県協議会を通じて、東北農政局長の承認を受けなければならない。

第5章 雑則

(帳簿の備付け等)

(新設)

第5章 雑則

(帳簿の備付け等)

第13条 県協議会、取組実施者及び地域協議会は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 県協議会は、必要に応じて、取組実施者又は地域協議会に対し、支援金又は交付金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第14条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

1. この業務方法書は、東北農政局長の承認のあった日から施行する。
2. この業務方法書の施行の際、現に改正前の様式により使用されている書類は、なお従前の例による。

第10条 協議会及び取組実施者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び国実施要領第15の1の(2)及び(3)並びに2の各号に基づく証拠書類について、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 協議会は、必要に応じて、取組実施者に対し、支援金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、東北農政局長の承認のあった日から施行する。
(新設)

業務方法書様式第1号

番 号
年 月 日

岩手県肥料コスト低減推進協議会 会長 竹澤 利和 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の（変更）承認申請書

令和〇年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、対策事業取組計画書を作成（変更）したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第10の1の（2）のア（第10の1の（2）のウ）に基づき、別添のとおり提出する。

（注）以下の書類を添付すること。

- 1 肥料価格高騰対策事業取組計画書（業務方法書様式第1－2号）
- 2 参加農業者名簿（業務方法書様式第1－3号）
- 3 振込口座情報（業務方法書様式第1－4号）
- 4 参加農業者からの提出書類の写し
- 5 肥料価格高騰対策事業取組実施者確認書（業務方法書様式A）

業務方法書様式第1号

番 号
年 月 日

事業実施主体名 代表者氏名 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の（変更）承認申請書

令和〇年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、対策事業取組計画書を作成（変更）したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第9の4の（1）（第9の4の（3））に基づき、別添のとおり提出する。

（注）以下の書類を添付すること。

- 1 肥料価格高騰対策事業取組計画書（業務方法書様式第1－2号）
- 2 参加農業者名簿（業務方法書様式第1－3号）
- 3 振込口座情報（業務方法書様式第1－4号）
- 4 参加農業者からの提出書類の写し
- 5 肥料価格高騰対策事業取組実施者確認書（業務方法書様式A）

<p>業務方法書様式第1-2号 (略)</p> <p>業務方法書様式第1-3号 (略)</p> <p>業務方法書様式第1-4号 (略)</p> <p>業務方法書様式第2号 (略)</p> <p>業務方法書様式第3号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>取組実施者名 代表者氏名 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 事業実施主体名 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">令和○年度肥料価格高騰対策事業及び肥料価格高騰緊急対策 採択通知書兼支援金交付決定通知書</p> <p>令和○年○月○日付けで申請のあった肥料価格高騰対策事業取組計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）<u>第10の1の(2)のイ</u>及び肥料価格高騰緊急対策実施要領第4の(1)の規定に基づき通知するとともに、下記のとおり支援金の交付を決定します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額</p> <p>(1) 肥料価格高騰対策事業（国事業） ○○○円</p> <p>(2) 肥料価格高騰緊急対策（県事業） ○○○円</p> <p>(3) 合計 ○○○円</p> <p>2 その他</p> <p>肥料価格高騰緊急対策（県事業）について、支援金の交付を辞退する場合は、本通知の2週間以内に、業務方法書様式Dにより肥料価格高騰緊急対策支援金交付辞退届を提出してください。</p>	<p>業務方法書様式第1-2号 (略)</p> <p>業務方法書様式第1-3号 (略)</p> <p>業務方法書様式第1-4号 (略)</p> <p>業務方法書様式第2号 (略)</p> <p>業務方法書様式第3号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>取組実施者名 代表者氏名 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 事業実施主体名 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">令和○年度肥料価格高騰対策事業及び肥料価格高騰緊急対策 採択通知書兼支援金交付決定通知書</p> <p>令和○年○月○日付けで申請のあった肥料価格高騰対策事業取組計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）<u>第9の4の(2)</u>及び肥料価格高騰緊急対策実施要領第4の(1)の規定に基づき通知するとともに、下記のとおり支援金の交付を決定します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定額</p> <p>(1) 肥料価格高騰対策事業（国事業） ○○○円</p> <p>(2) 肥料価格高騰緊急対策（県事業） ○○○円</p> <p>(3) 合計 ○○○円</p> <p>2 その他</p> <p>肥料価格高騰緊急対策（県事業）について、支援金の交付を辞退する場合は、本通知の2週間以内に、業務方法書様式Dにより肥料価格高騰緊急対策支援金交付辞退届を提出してください。</p>
---	--

業務方法書様式第4号

番 号
年 月 日

岩手県肥料コスト低減推進協議会 会長 竹澤 利和 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組実績報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第10の1の（3）のアの規定に基づき、その実績を報告する。

- (注) 1 取組計画書に変更があったときは、取組計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）し添付すること（標題を「肥料価格高騰対策事業取組計画書」から「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」に変更すること）。
- 2 添付書類については、以下を添付すること。
- (1) 肥料価格高騰対策事業取組実績報告書（実施要領参考様式第5-1号の別添を実績報告書としたものと同参考様式第5-2号を言う）。
- (2) 取組計画書又は取組計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。
なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる

業務方法書様式第4号

番 号
年 月 日

事業実施主体名 代表者氏名 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組実績報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第9の5の（2）の規定に基づき、その実績を報告する。

- (注) 1 取組計画書に変更があったときは、取組計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）し添付すること（標題を「肥料価格高騰対策事業取組計画書」から「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」に変更すること）。
- 2 添付書類については、以下を添付すること。
- (1) 肥料価格高騰対策事業取組実績報告書（実施要領参考様式1-1の別添を実績報告書としたものと同参考様式1-2を言う）。
- (2) 取組計画書又は取組計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。
なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

業務方法書様式第 5 号

年 月 日

岩手県肥料コスト低減推進協議会 会長 竹澤 利和 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年12月20日付け 3 農産第2156 号農林水産省農産局長通知）第13の 2の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（添付資料）

- ・参考様式第 5 - 2 号
- ・参考様式第 6 号
- ・その他農政局長等が必要と認める書類

業務方法書様式第 6 号 （略）

業務方法書様式第 5 号

年 月 日

事業実施主体名 代表者氏名 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年12月20日付け 3 農産第2156 号農林水産省農産局長通知）第12の 2（2）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（添付資料）

- ・参考様式第 5 - 2 号
- ・参考様式第 6 号
- ・その他農政局長等が必要と認める書類

業務方法書様式第 6 号 （略）

番 号
年 月 日

岩手県肥料コスト低減推進協議会 会長 竹澤 利和 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組中間報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第14の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

取組の実施状況

取組メニュー	取組の実施状況

(注)

- 取組メニューには、取組実施者において取り組んでいるメニューを記入し、適宜、行を追加すること。
- 参加農業者が、中間期間までにどのような取組を行ったのか、また、取組前と比べてどの程度取組が進んでいるか、使用記録等を参照し記入してください。

番 号
年 月 日

事業実施主体名 代表者氏名 殿

所在地
取組実施者名
代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組中間報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第13の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

取組の実施状況

取組メニュー	取組の実施状況

(注)

- 取組メニューには、取組実施者において取り組んでいるメニューを記入し、適宜、行を追加すること。
- 参加農業者が、中間期間までにどのような取組を行ったのか、また、取組前と比べてどの程度取組が進んでいるか、使用記録等を参照し記入してください。

業務方法書様式第8号

番 号

年 月 日

岩手県肥料コスト低減推進協議会 会長 竹澤 利和 殿

所在地

〇〇地域協議会

会長

令和〇年度化学肥料低減定着対策事業地域計画書の承認申請書

化学肥料低減定着対策事業の実施にあたり、地域計画書を作成したの
で、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第215
6号農林水産省農産局長通知）第10の2の（1）のアの規定に基づき、別
添のとおり提出する。

（注）地域計画書【取組個票】、事業費の算出根拠となる証拠書類を添
付すること。

（新設）

化学肥料低減定着対策事業地域計画書（実績報告書）

第1 地域協議会の概要

<u>地域協議会名</u>		
<u>代表者の役職・氏名</u>		
<u>事務局の所在地</u>	〒	
<u>担当者の連絡先</u>	<u>所属・役職・氏名</u>	
	<u>電話番号</u>	
	<u>E-mail</u>	

第2 事業費

<u>取組事項</u>	<u>支援の名称</u>	<u>事業費 (A+B)</u>	<u>負担区分</u>	
			<u>交付金 (A)</u>	<u>自己資金等 (B)</u>
<u>個票 番号1</u>	〇〇〇	円	円	円
<u>個票 番号2</u>	〇〇〇			
<u>推進に係 る費用</u>	＝			
<u>合計</u>	＝			

第3 取組個票の達成目標（取組予定面積）

個票 番号	取組の名称	取組予定面積 (ha)
1	〇〇〇	
2	〇〇〇	

(注)

- 「取組予定面積 (ha)」欄には、取組個票に記載した「取組予定面積」を記入すること。
- 実績報告書においては、「取組予定面積 (ha)」を「取組面積 (ha)」に変更すること。

第4 推進に係る費用の内容

費目	細目	経費の 根拠	事業費 (A+B)	負担区分	
				交付金 (A)	自己資金等 (B)
備品費			円	円	円
賃金等					
事業費	会場借上				
	通信・運 搬費				
	借上費				
	印刷製本 費				

	消耗品費				
	燃料費				
	情報発信費				
	役務費				
旅費					
謝金					
委託費					
雑役務費	手数料				
	租税公課				
合 計	二				

(注) 別記3の費目と細目を記入すること。

第5 交付金の合計が都道府県協議会から交付された交付金額を超えた場合の調整方法

第6 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 実績報告書においては、「事業の完了予定年月日」を「事業の完了年月日」に変更すること。

第7 添付資料

- ・ 地域計画書【取組個票】
- ・ 事業費の算出根拠となる証拠書類

第8 誓約・同意事項

地域協議会は、交付金の申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

<u>以下の内容について誓約・同意する</u>	<u>チェック欄</u>
1 <u>本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。</u>	
2 <u>取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。</u>	
3 <u>以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。</u> <u>ア 地域計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合</u> <u>イ 正当な理由がなく、地域計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合</u>	
<u>(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。</u>	

地域計画書【取組個票】

<u>個票番号</u>	
<u>取組の名称</u>	
<u>取組の目的</u>	
<u>別記1第2の1の (1)アからソま での取組項目</u>	
<u>取組内容</u>	
<u>交付対象者</u>	
<u>交付単価</u>	
<u>交付単価の設定根 拠</u>	
<u>取組実績の確認方 法</u>	
<u>取組予定面積</u>	
<u>事業費</u>	
<u>うち交付金の 所要額</u>	

(注) 1 交付対象者について、取組の目的に寄与することが明らかでない場合にあっては、「取組内容」欄に記入するか、別紙としてこれが明らかになるよう交付の条件等を付すこと。

2 交付単価について、その設定根拠に用いたデータを添付するとともに、化学肥料の使用量の低減に向けた取組の実施に際して、通常の取組又は従前の取組のいずれかと比べて掛かり増しとなる経費の2分の1に相当する額以下であることがわかる書類を添付すること。

業務方法書様式第9号

(新設)

年 月 日

東北農政局長 殿

岩手県盛岡市内丸10-1
岩手県肥料コスト低減推進協議会
会長 竹澤 利和

令和〇年度化学肥料低減定着対策事業地域計画書協議申請書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第10の2の（1）のイの規定に基づき、地域計画書の内容について審査を行い、適当と認められるので、関係書類を添えて協議する。

（注）業務方法書様式第8号（地域計画書）事業費の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

化学肥料低減定着対策事業実施計画書（実績報告書）

第1 事業実施主体の概要

<u>事業実施主体名</u>			
<u>代表者の役職・氏名</u>			
<u>事業実施主体事務局が所在する住所</u>	<u>〒</u>		
<u>事業担当者の連絡先</u>	<u>所属・役職・氏名</u>		
	<u>電話番号</u>		
	<u>E-mail</u>		

第2 化学肥料低減定着対策事業の内容

(1) 事業の取組方針

--

(注) 都道府県の減肥方針や提出された地域計画書の取組個票等から、本事業の取組によって目指す方向について記入してください。

(2) 地域協議会の計画

<u>地域協議会名</u>	<u>取組の名称</u>	<u>取組予定面積 (ha)</u>	<u>事業費 (A+B)</u>	<u>負担区分</u>	
				<u>交付金 (A)</u>	<u>自己資金等 (B)</u>

			円	円	円

(注) 適宜、行を追加すること。

実績報告書においては、「取組予定面積 (ha)」を「取組面積 (ha)」に変更すること。

第3 肥料価格高騰対策事業の内容

(1) 推進・指導事務計画

実施時期	回数等	推進・指導内容等	備考

(2) 審査・交付事務計画

実施時期	審査・交付事務内容	地域協議会数	備考

(3) 実施確認事務計画

実施時期	実施確認事務内容	地域協議会数	備考

(4) その他推進事業の実施に必要な事項

--

(5) 推進事業実施計画

<u>事業項目</u>	<u>交付対象経費</u>	<u>推進事業費(千円)</u>	<u>備考</u>
<u>1 推進・</u> <u>指導事務</u>	<u>(1) 備品費</u>		
	<u>(2) 賃金等</u>		
	<u>(3) 事業費</u>		
	<u>(4) 旅費</u>		
	<u>(5) 謝金</u>		
	<u>(6) 委託費</u>		
	<u>(7) 雑役務費</u>		
	<u>小計</u>		
<u>2 審査・</u> <u>交付事務</u>	<u>(1) 備品費</u>		
	<u>(2) 賃金等</u>		
	<u>(3) 事業費</u>		
	<u>(4) 旅費</u>		
	<u>(5) 謝金</u>		
	<u>(6) 委託費</u>		
	<u>(7) 雑役務費</u>		
	<u>小計</u>		
<u>3 事業実</u>	<u>(1) 備品費</u>		

施確認事務	(2) 賃金等			
	(3) 事業費			
	(4) 旅費			
	(5) 謝金			
	(6) 委託費			
	(7) 雑役務費			
	小 計			
4 その他	(1) 備品費			
	(2) 賃金等			
	(3) 事業費			
	(4) 旅費			
	(5) 謝金			
	(6) 委託費			
	(7) 雑役務費			
	小 計			
	合 計			

第4 事業実施経費

経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A+ B)	負 担 区 分		経費の根 拠	備考
		交付金 (A)	自己資金等 (B)		

1 <u>化学肥料低減 定着対策事業</u>	円	円	円	〇円×〇 回	
2 <u>肥料価格高騰 対策推進事業</u>					
<u>合 計</u>					

(注) 1 「経費の根拠」欄は、「肥料価格高騰対策推進事業」のみ記載すること。また、「区分」欄に掲げる経費の根拠（経費内容、委託先、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。

2 「備考」欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第5 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 「化学肥料低減定着対策事業実績報告書」においては、「事業の完了予定年月日」を「事業の完了年月日」に変更す

ること。

第7 添付資料

- 1 各地域協議会の地域計画書を添付すること。
- 2 推進事業を委託した場合には、「化学肥料低減定着対策事業実績報告書」においては委託契約書を添付すること。
- 3 その他、地方農政局長等が必要と認める書類

業務方法書様式第11号

番 号
年 月 日

地域協議会名 代表者氏名 殿

岩手県盛岡市内丸10-1
岩手県肥料コスト低減推進協議会
会長 竹澤 利和

令和〇年度化学肥料低減定着対策事業承認通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった化学肥料低減定着対策事業地域計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第10の2の（1）のクの規定に基づき通知する。

(新設)

年 月 日

岩手県肥料コスト低減推進協議会 会長 竹澤 利和 殿

所在地
〇〇地域協議会
代表者氏名

化学肥料低減定着対策事業に係る振込口座について

化学肥料低減定着対策事業に係る振込口座を下記のとおり提出します。

記

交付金の振込口座

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)									
金融機関コード (数字4桁)				金融機関名					
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金					
支店コード (数字3桁)				支店名					
預金種別 (該当のものにレ印を付けてください)						口座番号 (7桁に満たない場合は、右づめで記入)			
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知									
口座名義									
カナ									
漢字									
ゆうちょ銀行									
記号 (6桁目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)			
						※			
口座名義人									
カナ									
漢字									

業務方法書様式第13号

令和〇年度肥料価格高騰対策事業費補助金（化学肥料低減定着対策事業）概算払請求書

番 号
年 月 日

岩手県肥料コスト低減推進協議会 会長 竹澤 利和 殿

所在地
〇〇地域協議会
会長

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の承認通知のあった事業について、〇〇都道府県〇〇協議会 肥料価格高騰対策事業 業務方法書の第8条第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) + (C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		

(新設)

年 月 日

岩手県肥料コスト低減推進協議会 会長 竹澤 利和 殿

所在地
〇〇地域協議会
会長

令和〇年度化学肥料低減定着対策事業実績報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第10の2の（2）のアの規定に基づき、その実績を報告する。

- （注）1 地域計画書に変更があったときは、地域計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）し添付すること（標題を「化学肥料低減定着対策事業地域計画書」から「化学肥料低減定着対策事業実績報告書」に変更すること）。
- 2 添付書類については、以下を添付すること。
- （1）化学肥料低減定着対策事業実績報告書（実施要領参考様式9号の別添を実績報告書としたものを言う。）
- （2）地域計画書又は地域計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。
なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。
- （3）取組内容として機械の導入又はリース導入の取組を位置付けている場合は、地域内において当該取組が拡大することを示す拡大計画
- （4）取組実績の確認方法として作成又は収集した書類

財 産 管 理 台 帳

市町村名

地区名		事業実施		年度		農林水産省所管補助金名											
地区		年度															
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業 種 目	事業 主 体	工種 構造 施設 区分	施工 箇所 又は 設置 場所	事業 量	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	総 事 業 費	負担区分				耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年 月 日		処 分 の 内 容
									国 庫 補 助 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。